

平成 2 4 年度 予 算

# 概 算 決 定 の 概 要

消 費 ・ 安 全 局 動 物 衛 生 課

平 成 2 3 年 1 2 月

**農 林 水 産 省**

# 家畜衛生総合対策

【5, 561 (5, 833) 百万円】

## 対策のポイント

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防のための取組と万一発生した場合におけるまん延防止対策を強化することにより、畜産振興及び畜産物の安定供給に寄与します。

## <背景／課題>

- ・ 昨年の我が国における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、本年4月に家畜伝染病予防法を改正し、「発生予防」、「早期通報」及び「迅速な初動対応」に重点を置いて防疫体制を強化しました。
- ・ 近隣のアジア諸国では依然としてこれらの疾病が発生し続けていることから、水際検疫を強化するとともに、国内に口蹄疫ウイルス等が侵入する危険性は引き続き高いという前提に立ち、発生予防のための取組及びまん延防止対策を強化することが必要です。

## 政策目標

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を強化

## <主な内容>

### 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 5, 406 (5, 792) 百万円

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防を図るため、生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が強化されたことを受けて、生産者自らが地域の獣医師の指導を受けながら行う飼養衛生管理の向上のための取組を支援します。
- (2) 口蹄疫の早期診断体制を整備し円滑な初動対応を行うため、遺伝子検査に必要な試薬を新たに製造し、家畜保健衛生所に配布します。
- (3) 口蹄疫等の発生時には、発生初期から必要な防疫措置が迅速かつ的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費（移動制限に起因する売上減少額の補填を含む）の支援、手当金・特別手当金の交付を行います。

（補助率：10/10、1/2等）  
（事業実施主体：都道府県、民間団体等）

### 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 154 (41) 百万円

人の移動に起因する口蹄疫等の病原体の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者に対し質問を行い、必要に応じ携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭し、水際での防疫措置を強化します。  
（事業実施主体：動物検疫所）

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994 (直通))]

# 家畜生産農場清浄化支援対策事業費（拡充）

【893（893）百万円】

## 対策のポイント

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病の清浄化・発生予防に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。

### <背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾病の清浄化には地域一体となった取組が重要であり、地域の状況等に  
応じて、生産者自らが疾病の清浄化対策を進めていくことが必要です。
- ・牛のヨーネ病については、我が国での清浄化を図るため、移動予定牛や発生農場等の  
重点的な検査等を推進することが必要です。
- ・豚のオーエスキー病については、我が国での清浄化を図るため、ワクチン接種等の取  
組を行う地域を集中的に支援することが必要です。
- ・本年4月の家畜伝染病予防法の改正により、生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が  
強化されたことから、同基準に基づく管理を早期に徹底するため、生産者による飼養  
衛生管理の向上に対する取組を支援することが必要です。

## 政策目標

- ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化の推進
- 吸血昆虫が媒介する流行性疾病の発生予防
- 生産者による飼養衛生管理の向上

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 疾病清浄化支援対策

###### ア ヨーネ病対策

牛のヨーネ病の清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の重点的な検査を支援するとともに、検査陽性牛のとう汰の推進等を行います。

###### イ オーエスキー病対策

豚のオーエスキー病の清浄化を推進するため、組織的なワクチン接種の徹底及び感染豚のとう汰の推進を行うとともに、清浄種豚の流通促進のための抗体検査及び発生地域における定期的なモニタリングの実施を支援します。

##### (2) 農場飼養衛生管理強化対策（拡充）

生産者による飼養衛生管理の向上のための取組を推進するため、自主的に民間獣医師などの専門家による衛生指導を受けるための取組を支援します。

##### (3) 疾病発生・流行防止支援対策

地域におけるワクチン接種の徹底が発生の予防に有効なアカバネ病などの昆虫媒介性疾病について、組織的なワクチン接種を推進します。

##### (4) 豚コレラ等防疫支援対策

国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。

#### 2. 事業実施主体

民間団体等

#### 3. 補助率

定額、1／2以内

#### 4. 事業実施期間

平成17年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））]

# 家畜伝染病早期診断体制整備事業委託費（拡充）

【53（73）百万円】

## 対策のポイント

国家防疫上重要な家畜の伝染性疾患の早期診断体制を整備します。

### <背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等国内発生が稀で検査需要が少ない疾患の検査法や、新たに開発され、その精度等についての知見が乏しい検査法の試薬については、製造業者による製造・販売が十分に行われない状況です。
- ・このような家畜の伝染性疾患の早期診断体制を整備するため、民間業者により診断薬が市販されていない疾患等については、検査に必要な試薬等の製造・配布を実施することが必要です。
- ・また、牛白血病については、全国での発生が増加しており、発症した家畜は食肉としての利用ができなくなるなど、畜産経営への影響が大きいことから、感染牛の早期発見が可能な検査法を、早急に都道府県に整備する必要があります。

## 政策目標

家畜の伝染性疾患の早期診断体制の整備による的確な発生予防及びまん延防止対策の実施

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 国内で発生が稀な疾患の診断に用いる試薬の製造・配布

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等が万一発生した際に、都道府県の家畜保健衛生所において、早期に診断し、円滑な初動対応を行うため、

- ① 高病原性鳥インフルエンザについては、リアルタイムPCR検査に必要な試薬の製造及び配布
- ② 口蹄疫については、PCR検査に必要な試薬の新たな製造及び配布を行います。

##### (2) 牛白血病の検査用試薬の製造・配布

牛白血病の発症リスクの高い牛を早期に検出できる検査を都道府県で実施できるよう、必要な試薬の製造及び配布を行います。

##### (3) 新たに発見された病原体の収集・分析

豚のサーコウイルス等、近年新たに分離された病原体の菌株等を収集し、性状解析を行うとともに、将来の診断に備えて保管します。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成20年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直通））]

## 家畜伝染病予防費負担金（拡充）

【2,308（2,526）百万円】

### 対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。

### <背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・昨年4月に宮崎県で発生した292例の口蹄疫、同年11月から本年3月にかけて発生した9県24例の高病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染病が発生しており、これらの疾病の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

### 政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止

### <内容>

#### 1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
- ② 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
- ③ 家畜の伝染病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ④ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額等の全部又は一部について国が負担します。

2. 事業実施主体 都道府県

3. 負担率 10/10, 1/2  
(法律補助)

4. 事業実施期間 昭和19年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課(03-3502-8292 (直通))]

## 患畜処理手当等交付金（拡充）

【 9 2 3 （ 1 ， 0 6 4 ） 百万円】

### 対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病のまん延防止を図ります。

### <背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・昨年4月に宮崎県で発生した292例の口蹄疫、同年11月から本年3月にかけて発生した9県24例の高病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染病が発生しており、これらの疾病の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

### 政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染病のまん延防止

### <内容>

#### 1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 2. 交付先    | 家畜等の所有者              |
| 3. 交付率    | 10/10, 1/2<br>(法律補助) |
| 4. 事業実施期間 | 昭和19年度～              |

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直通））]

## 動物検疫所の検疫事業費（拡充）

【933（1，080）百万円】

### 対策のポイント

海外からの家畜の伝染性疾病及び人獣共通感染症の侵入を防止するため、動物検疫措置の充実強化を図ります。

### <背景／課題>

- ・昨年来の国内での口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生は、我が国の畜産業のみならず発生地域に大きな社会的混乱や経済的損失をもたらしました。近隣アジア諸国を含め世界各国において口蹄疫等の家畜の伝染性疾病が発生しており、国際物流の進展、人的交流の活発化、動物・畜産物の輸出国の拡大や輸入品目の多様化などにより、これらが我が国へ侵入する危険性は年々高まっています。
- ・このため、動物検疫所においては、国際物流への影響を最小限にとどめつつ、動物検疫の充実強化を図り、家畜の伝染性疾病及び人獣共通感染症の侵入をより効果的・効率的に防止するとともに、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生に備えた危機管理体制を強化することとしています。

### 政策目標

- 動物検疫措置の充実強化
- 口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生に備えた危機管理体制の強化

### <内容>

#### 1. 動物検疫措置の充実強化

（検疫探知犬を活用した旅客の携帯品等の検査強化）

現在、成田空港、関西空港及び羽田空港に2頭ずつ配置している検疫探知犬について、成田空港の2頭を更新するとともに、中部空港及び福岡空港にそれぞれ2頭ずつ配置するための増頭を行います。

（空港等における水際検疫強化）

本年4月に改正された家畜伝染病予防法に基づき、日本への入国者に対して海外における家畜との接触歴等について質問をし、必要に応じて携帯品の消毒を行うことにより、水際での防疫措置を強化します。

（検査体制の充実・強化）

口蹄疫等に対する水際措置をよりの確に実施するため、近隣アジア諸国から輸入される畜産物加工品、農業資材等のリスクを最新の分析手法により評価するとともに、加熱処理畜産物及び稲わら等粗飼料の精密検査体制を強化します。

#### 2. 口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生に備えた危機管理体制の強化

口蹄疫等が我が国で発生した際に、動物検疫所が都道府県の初動防疫措置を迅速に支援できるよう、防疫演習への参加等により都道府県と更なる連携の強化を図るとともに、発生に備えた職員の訓練を強化します。

### <事業実施主体>

動物検疫所

〔お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03）3502－8295（直）〕

## 農場生産衛生向上体制整備促進事業費（継続）

【18（25）百万円】

### 対策のポイント

HACCPの考え方を採り入れた家畜の飼養衛生管理（農場HACCP）を推進し、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼確保を図ります。

### <背景／課題>

- ・畜産物の安全性を向上させるためには、個々の生産農場における衛生管理を向上させ、病原微生物等によるリスクを低減し、健康な家畜・畜産物を生産することが重要です。
- ・生産農場に、危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を採り入れ、家畜の飼養者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場HACCP）の取組を推進することが必要です。

### 政策目標

農場HACCPに取り組む農場を全国的に拡大

（平成19年度：約2,000戸→平成25年度：約5,000戸）

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### （1）生産から消費まで一体となった高度衛生管理の取組支援

農場HACCPが行われている農場を中心として加工・流通業者等関係者が一体となった高度な衛生管理を行う取組に対し、協議会の開催費やモニタリング経費等を支援します。

##### （2）農場指導員の養成

認証取得を促進するための農場指導員を養成します。

#### 2. 事業実施主体

民間団体等

#### 3. 補助率

定額

#### 4. 事業実施期間

平成19年度～25年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））]



## 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業費（継続）

【1, 211（1, 211）百万円】

### 対策のポイント

我が国のBSEを早期に根絶し、消費者や生産者の信頼を回復するために、円滑な死亡牛のBSE検査を進めます。

### <背景／課題>

- ・死亡牛のBSE検査は、BSEの浸潤状況を把握し、飼料規制などのBSE対策が有効に機能しているか確認するために行われるものです。
- ・平成21年5月の国際獣疫事務局（OIE）総会において、我が国のBSEステータスが「管理されたリスクの国」に認定されたところですが、「無視できるリスクの国」への認定に向け、引き続き、国内の監視を継続する必要があります。
- ・現在、我が国では24か月齢以上の死亡牛はすべて検査しており、本年10月までに約79万頭の死亡牛について検査が実施されています。

### 政策目標

我が国におけるBSEの浸潤状況の的確な把握を通じた効果的なBSE対策の実施

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 死亡牛のBSE検査に対する助成

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査に対して助成を行います。

##### (2) 死亡牛の運搬、処理等に対する助成

BSE検査を確実に実施するため、BSE検査の対象となる死亡牛の運搬、焼却処理等に対して助成を行います。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額、1/2以内

4. 事業実施期間 平成17年度～24年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））]

# 消費・安全対策交付金（ソフト）における 家畜衛生の推進（拡充）

【2,606（3,023）百万円の内数】

## 対策のポイント

地方の自主性を活かし、家畜衛生に関する監視・危機管理体制の整備や生産性を阻害する慢性疾病等の被害低減対策等の取組を進めます。

### <背景／課題>

- ・口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止のためには、都道府県における疾病の監視体制を強化し、事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・また、高病原性鳥インフルエンザ等の発生を踏まえたモニタリング等の検査の強化、生産性を阻害し畜産経営に甚大な被害を及ぼす慢性疾病対策、生産段階における飼養衛生管理の向上等の取組が必要です。

## 政策目標

畜産農家における家畜の伝染性疾病の発生割合の減少

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) 監視体制の整備

家畜の伝染性疾病の発生状況等家畜衛生関連情報の収集、動物由来感染症等のモニタリングの実施・検査体制の整備、飼養衛生管理基準の農家への普及や特定家畜伝染病防疫指針に基づく農家に対する指導等を推進します。

##### (2) 危機管理体制の整備（拡充）

家畜の伝染性疾病の発生時に備えた防疫演習の実施、レンドリング等の活用のためにと殺家畜の輸送体制の構築、病性鑑定の検証等に係る都道府県や大学等の広域的な連携の推進等による病性鑑定ネットワーク体制の構築等を推進します。

##### (3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進

地域で問題となっている牛白血病やBVD-MD（牛ウイルス性下痢・粘膜病）等の慢性疾病について、発生状況の調査、検査体制の整備、農家に対する管理指導研修、経済的損失の試算による分析、その他行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等を推進します。

##### (4) 畜産物の安全性向上

畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理の普及・定着等を推進します。

##### (5) 農場バイオセキュリティの向上（拡充）

地域一体となった、ねずみ等の野生動物の侵入防止・駆除など、農場バイオセキュリティの向上のための取組や防鳥ネット、消毒用機器等の資材の整備を推進します。

#### 2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

#### 3. 交付率

定額（9/10以内、1/2以内、1/3以内）

#### 4. 事業実施期間

平成17年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））]

## 消費・安全対策交付金（ハード）における 家畜衛生の推進（継続）

【2,606（3,023）百万円の内数】

### 対策のポイント

地方の自主性を活かし、都道府県における家畜衛生対策を推進する家畜保健衛生所の必要な施設整備の取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止のためには、都道府県における疾病の監視体制を強化し、事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・都道府県における家畜防疫の実施機関である家畜保健衛生所の機能を向上させるため、病原体の野外への漏出や作業員への暴露を防ぐ高度なバイオセキュリティを完備した、迅速・的確な病性鑑定実施のための施設を整備することが必要です。

### 政策目標

各都道府県における迅速かつ的確な検査体制の確立

### <内容>

#### 1. 事業内容

都道府県は、家畜衛生の推進に必要な高度バイオセキュリティ対応施設（※）の整備について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施します。

※ 高度バイオセキュリティ対応施設

高度なバイオセキュリティを完備した安全かつ迅速・的確な病性鑑定の実施のための検査、感染性廃棄物処理、病性鑑定畜の保管及び試薬調整等の関連施設。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 2. 事業実施主体 | 都道府県        |
| 3. 交付率    | 定額（1/2以内）   |
| 4. 事業実施期間 | 平成17年度～26年度 |

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292（直））]